○国土交通省告示第五百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

崩沢

二　昭和五十一年建設省告示第九百五十二号で指定した同号五に掲げる土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°01′01.2041″	138°23′03.3315″
2	35°01′01.1206″	138°23′03.5190″
3	35°01′01.0737″	138°23′03.5138″
4	35°01′00.7718″	138°23′03.5774″
5	35°01′00.7320″	138°23′03.6899″
6	35°01′00.7287″	138°23′03.7298″
7	35°00′59.8611″	138°23′03.0747″
8	35°01′00.2344″	138°23′02.1203″
9	35°00′59.5965″	138°23′01.5652″
10	35°01′00.8999″	138°23′00.7888″
11	35°01′00.9906″	138°23′01.0198″
12	35°01′01.0440″	138°23′01.1570″
13	35°01′01.0084″	138°23′01.1749″
14	35°01′01.0643″	138°23′01.3428″
15	35°01′01.0528″	138°23′01.5456″
16	35°01′01.0566″	138°23′01.6991″
17	35°01′01.0504″	138°23′01.9389″
18	35°01′01.0616″	138°23′02.1791″
19	35°01′01.1261″	138°23′02.9721″
20	35°01′01.1061″	138°23′02.9739″
21	35°01′01.1665″	138°23′03.2052″
22	35°01′01.1583″	138°23′03.2090″

○海上保安庁告示第十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年四月十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称　船浮港第四号立標
位置
所在地　船浮港灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の東方約二・六キロメートル
北緯　二四―二〇―三九
東経　一二三―四三―四五
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　平成三十年七月二十九日

名称　西表島白浜港水路第四号立標
位置
所在地　本成屋埼（沖縄県八重山郡竹富町）の北北東方約七七〇メートル
北緯　二四―二〇―五六
東経　一二三―四四―四七
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更年月日　平成三十一年二月十三日

名称　石垣港登野城第三号立標
位置
所在地　沖縄県石垣港（石垣港登野城第二防波堤灯台の南東方約八〇〇メートル）
北緯　二四―一九―三七
東経　一二四―一〇―一〇
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・五メートル
変更年月日　平成三十一年四月五日

名称　久松港南水路第五号立標
位置
所在地　西浜埼（沖縄県宮古島市）の北方約一・三キロメートル
北緯　二四―四六―五一
東経　一二五―一五―四七
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和元年九月二十六日

名称　鳩間港西口第四号立標
位置
所在地　鳩間島灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の南南西方約八七〇メートル
北緯　二四―二七―五一
東経　一二三―四八―五六
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更年月日　令和二年三月十二日

名称　伊是名港第二号立標
位置
所在地　伊是名島三角点（沖縄県島尻郡伊是名村）の南南西方約一・四キロメートル
北緯　二六―五四―三三
東経　一二七―五六―一六
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和二年四月三十日

名称　竹富島南水路第一号立標
位置
所在地　竹富島三角点（沖縄県八重山郡竹富町）の東南東方約二・九キロメートル
北緯　二四―一九―一九
東経　一二四―〇六―四五
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・三メートル
変更年月日　令和二年四月三十日

名称　鳩間港南口第六号立標
位置
所在地　鳩間島灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の南南東方約一・三キロメートル
北緯　二四―二七―三七
東経　一二三―四九―二六
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更年月日　令和二年十月十四日

名称　与根港第四号立標
位置
所在地　沖縄県豊見城市（瀬長島の南方約一・六キロメートル）
北緯　二六―〇九―三八
東経　一二七―三八―三五
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更年月日　令和二年十一月二十一日

名称　水納港第四号立標
位置
所在地　水納島灯台（沖縄県国頭郡本部町）の北北西方約七〇〇メートル
北緯　二六―三九―〇七
東経　一二七―四九―〇九
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・二メートル
変更年月日　令和三年二月二十二日

名称　仲間港第二号立標
位置
所在地　仲間港南防波堤灯台（沖縄県八重山郡竹富町）の南南東方約一・六キロメートル
北緯　二四―一五―二六
東経　一二三―五三―三四
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・一メートル
変更年月日　令和三年三月十三日